



中央会改革

～ 中央会は自律的な新たな制度に生まれ変わる ～

7-1 生まれ変わる「新たな中央会」



- 「新たな中央会」は、国の農政推進やJAの経営再建を目的とした現行の制度から、統制的な権限を廃止。
- 「新たな中央会」は、農業所得の増大、農業生産の拡大、地域の活性化に向けたJAの経営課題の解決や積極的な事業展開の支援を目的とする自律的な制度に転換。

図25

中央会改革に関する議論の背景と改革の方向性

中央会制度に関する政府の要請	JA・中央会を取り巻く環境認識
中央会発足時に1万を超えていた 単位農協は700程度に減少 していることをふまえ、新たな制度は、今後の役割を明確していくべき。	人口減や高齢化等による地域の組織基盤の脆弱化やJA合併の進展に伴い、貯金100億円のJAがある一方、1兆円を超えるJAもあるなど規模格差は極めて大きくなっており、今後、JA間格差が拡大する可能性がある。
各単位農協が自立した経済主体として、それぞれの創意工夫で積極的に事業運営を行う必要があり、新たな制度は、 単協の自由な経営展開を尊重 すべき。	JA間格差が拡大する中で、JAは自らの創意工夫と経営判断に基づき新たな事業に積極的に挑戦することを求められている。JAの自主性を尊重しつつも積極的な挑戦に伴い増大するリスクを適切に管理する態勢の強化が今後必要になる。
新たな制度は、 新農政の実現に向け 、単位農協の自立を前提としたものとすべき。	農業者の所得増大は、農業者の努力やJAの創意工夫のみにより実現することは難しく、新農政の実現に向け、国・地方自治体と連携し責任を持った農政推進を行う必要がある。さらに、JA・連合会が連携して農業者を支援するための体制整備をすすめる必要がある。

改革の方向性

- 国のための制度から、JAのための制度へ
- 国から与えられた統制的な権限の廃止
- 組合員・JAから求められる機能の発揮
- 組合員・国民に支持される事業と運動

(資料) 全中作成

⑦ 生まれ変わる「2つのポイント」



ポイント①

現行の統制的な権限の廃止等により、組合員・JAのための自律的な制度へ

統制的権限の廃止

- 「新たな中央会」は、JAの自由な経営を制約するおそれのある統制的な権限を廃止し、国の要請に基づく他律的な制度から自律的な制度に生まれ変わる。
- 「新たな中央会」は、JAの意思に基づき設置できる自律的な制度に生まれ変わる。

ポイント②

組合員・JAが求める機能に集約・重点化

機能の重点化

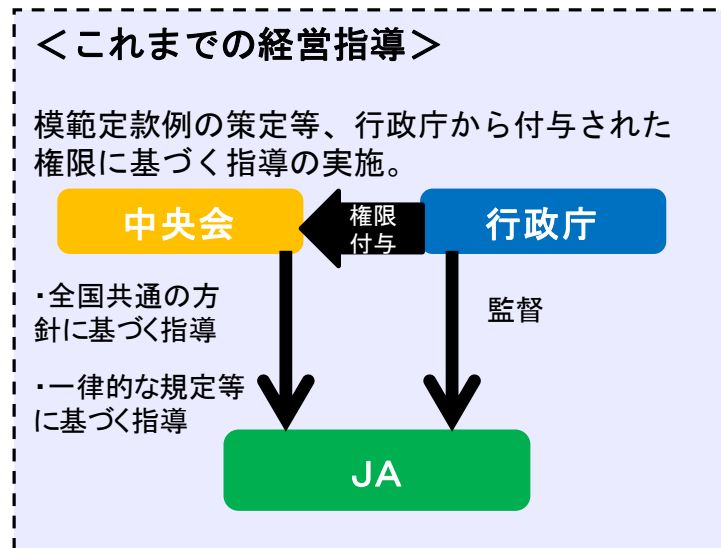
- 「新たな中央会」は、JAの意思に基づき自律的な制度として、組合員・JAから求められる機能を発揮。
- 「新たな中央会」は、組合員・JAから求められる3つの機能(①JAに対する経営相談・監査機能、②JAグループの代表機能、③JAグループ内の総合調整機能、)に集約し、重点化。
- 組合員・JAから求められる機能を責任を持って確実に発揮するため、「新たな中央会」は、農協法上に措置する必要。

7-3 経営相談 「事前指導型」から「経営相談(コンサル)・事後点検型」に転換

- 「新たな中央会」はJAの創意工夫を後押しし、支援する経営相談機能を発揮。
- JAの自由な経営展開を尊重し、創意工夫ある取り組みを支援するため、一律的な事前指導から個別相談と事後チェックに転換。
- 「新たな中央会」の経営相談機能は、JAの効果的な改善をはかるため、監査部門やJAバンク部門との連携を農協法上に措置する必要。

図26

一律的な経営指導から、JAの立場に立って助言する経営相談への転換



＜今後の経営相談＞

創意工夫するJAの個別ニーズや経営課題に対応した相談・助言の実施。

個別ニーズ対応や経営課題の解決に資する助言

JA

中央会

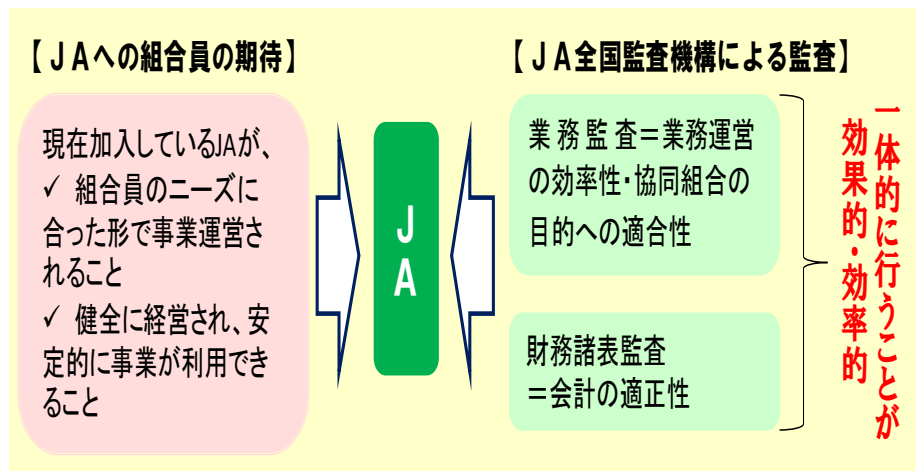
創意工夫に伴う「個別ニーズ」や「経営課題」の発生



- 「新たな中央会」は、組合員の求めるJAの経営健全性と適正な運営を担保するため、監査機能を発揮。
- JAの経営健全性と業務運営の適正性を効率的・効果的に担保するため、農業協同組合監査士による財務諸表監査と業務監査が一体となった監査を実施。
- このような監査を実施するため、「新たな中央会」は農協法上に措置する必要。

図27

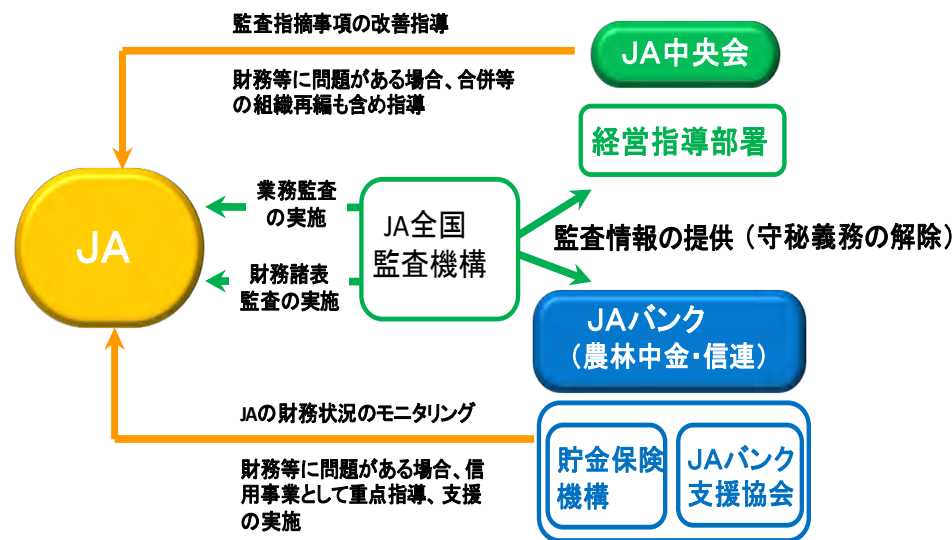
協同組合の特質をふまえた監査



(資料) 全中作成

図28

JAバンク等と連携し、JAの健全経営を担保



(資料) 全中作成

7-5 代表機能 代表機能として求められる政策企画・責任ある政策推進の展開

- 「新たな中央会」は、農業者・JAの意思反映と意思結集をはかる代表機能を発揮。
- これまで以上に国民に広く理解を得られる農政活動を展開するため、「新たな中央会」は農業政策企画・提案に特化し、農政連等との役割分担。
- 農業政策の提案と行政等と連携した新農政等の責任ある政策推進のため、代表機能は農協法上に措置する必要。

図29

農業政策企画・提案に特化し、農業政策の提案と責任ある政策推進を行う農政活動へ転換

《 意思の結集 》

- JA大会の開催等を通じた、共通方針の確立
- 農協運動の結集軸として協同組合理念を普及
- 国内外の協同組合組織との連携・情報発信

《 意思の反映 》

- JAの意見・要望のとりまとめ
- 農業政策の企画・提案及び要請の実施

【JA大会の開催】



【要請の実施】



転換の
ポイント

農業政策企
画・提案への
特化

農業政策の提
案と新農政等
の責任ある政
策推進

農政活動にかかる
農政連等との役割分担

7-6

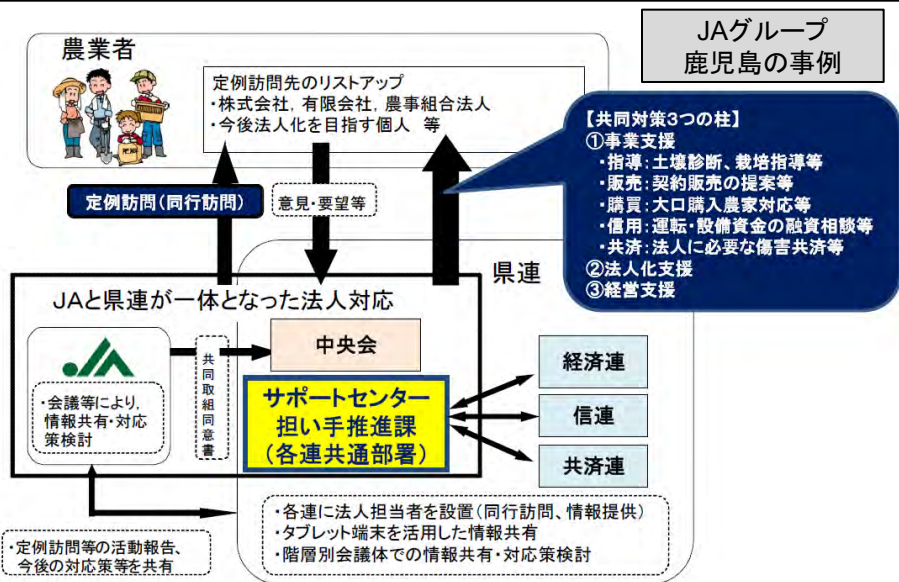
総合調整

新農政の実現・地域活性化等に向け、「新たな中央会」で一層の総合調整機能を発揮

- 「新たな中央会」は、連合会の統合が進展し、事業縦割りが強まる中で、横串を通し、総合力を発揮するため、総合調整機能を発揮。
- 新農政の実現、地域の活性化等に向けたJAの積極的な取り組みを支援するため、JA・連合会の枠を超えた取り組みの実施によりJAグループの総合力を発揮。
- 事業ごとに分立した連合会に対して総合事業を営むJAの立場に立った事業間調整を行うため、「新たな中央会」による総合調整機能は農協法上に措置する必要。

図30

連合会と連携し、JAの担い手経営体対応を支援

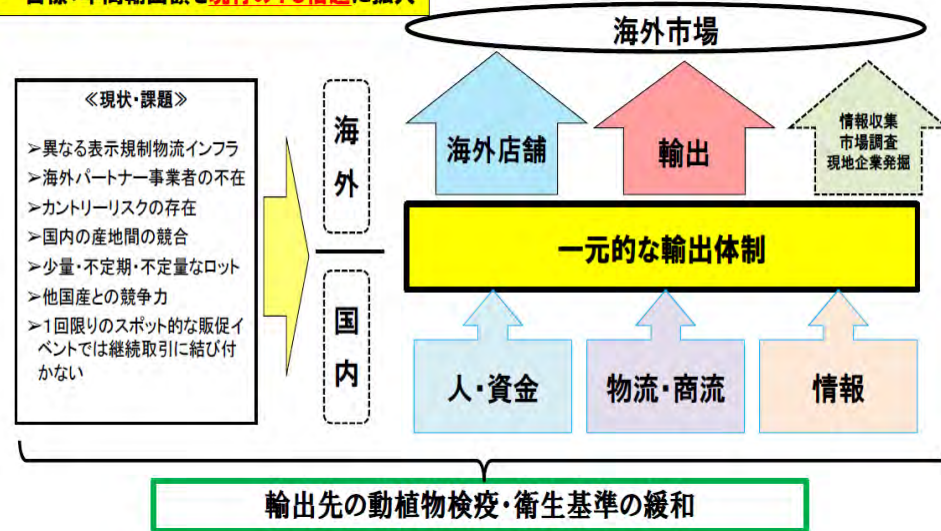


(資料) 全中作成

図31

連合会と連携し、JAグループの一元的な輸出体制を構築

目標：年間輸出額を現行の10倍超に拡大



(資料) 全中作成

⑧ 5年間を自己改革集中期間として実践



- JAグループは、本自己改革案に基づき、5年間を自己改革集中期間として、自らの事業・組織の改革に徹底して取り組む。
- 自己改革の着実な実践をはかるため、JA・県域・全国域の各段階において、地域実態を踏まえ自己改革工程表(仮称)を作成し、進捗管理を徹底する。